

平成29年 第1回定例会

千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成29年2月10日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会

平成29年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

目 次

○招集告示

第 1 号 (2月10日)

○議事日程	1
○会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	3
○説明のため出席した者	3
○議会事務局職員出席者	3
○開会及び開議の宣告	4
○諸般の報告	4
○広域連合長挨拶	4
○議事日程の報告	6
○議席の指定	6
○日程の追加(議長の辞職許可について)	7
○議長の辞職許可について	8
○議長退任の挨拶	8
○日程の追加(議長の選挙)	9
○議長の選挙	10
○議長就任の挨拶	12
○会議録署名議員の指名	12
○会期の決定	12
○議案第1号～議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○一般質問	43
○閉会の宣告	57
○会議録署名	59

○議案等議決結果.....61

千葉県後期高齢者医療広域連合告示第1号

平成29年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年1月27日

千葉県後期高齢者医療広域連合長 志賀直温

記

- 1 日 時 平成29年2月10日（金） 午前10時00分から
- 2 場 所 オークラ千葉ホテル 3階 エリーゼ
(千葉市中央区中央港1丁目13番3号)

平成29年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

議 事 日 程

平成29年2月10日午前10時開会

- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 会期の決定について
- 日程第 4 議案第 1号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
- 議案第 3号 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一
部を改正する条例の制定について
- 議案第 4号 千葉県後期高齢者医療広域連合第三次広域計画の策定について
- 議案第 5号 平成28年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
(第2号)
- 議案第 6号 平成28年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算
(第2号)
- 議案第 7号 平成29年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 議案第 8号 平成29年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算
- 日程第 5 一般質問

会議に付した事件

- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 議長の新任期開始について
- 日程第 3 議長の選挙
- 日程第 4 会議録署名議員の指名について
- 日程第 5 会期の決定について
- 日程第 6 議案第 1号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する

条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 2号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3号 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4号 千葉県後期高齢者医療広域連合第三次広域計画の策定について

議案第 5号 平成28年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)

議案第 6号 平成28年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)

議案第 7号 平成29年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

議案第 8号 平成29年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算

日程第 7 一般質問

出席議員(48名)

3番	にし	むら	あつし	君	4番	いわ	い	とも	こ	君
	西	村	敦			岩	井	友	子	
5番	ふく	おか	しん	じ	6番	しの	ざき	てつ	や	君
	福	岡	信	治		篠	崎	哲	也	
7番	み	やま	よし	かず	8番	なか	むら	とし	ひさ	君
	深	山	能	一		中	村	利	久	
9番	もり	かわ	まさ	ゆき	10番	かい	ほ	さだ	お	君
	森	川	雅	之		海	保	貞	夫	
11番	せい	みや	まこと	君	13番	い	とう	ふさ	よ	君
	清	宮	誠			伊	藤	房	代	
14番	たに	おか	たかし	君	15番	やま	うち	ひろ	いち	君
	谷	岡	隆			山	内	弘	一	
16番	まる		あきら	君	18番	え	びら	こう	いち	君
	丸		昭			海	老原	功	一	
19番	ほり	ぐち	あき	こ	20番	え	はら	とし	みつ	君
	堀	口	明	子		江	原	俊	光	
21番	わき	ざか	やす	お	22番	さ	とう		まこと	君
	脇	坂	保	雄		佐	藤		誠	
24番	ひら	の	あき	ひこ	25番	なか	むら	り	か	君
	平	野	明	彦		中	村	理	香子	
26番	ひろ	せ	よし	づみ	27番	えの	もと	まさ	し	君
	広	瀬	義	積		榎	本	雅	司	
28番	こ	すげ	こう	じ	29番	かな	まる	かず	ふみ	君
	小	菅	耕	二		金	丸	和	史	
30番	た	だ	やす	たみ	31番	た	ぐち	かつ	いち	君
	多	田	育	民		田	口	勝	一	
32番	てら	ざわ	とし	ろう	33番	さ	せ	きみ	お	君
	寺	澤	利	郎		佐	瀬	公	夫	
34番	お	の	かつ	まさ	35番	お	の	ざき	まさ	君
	小	野	勝	正		小	野	崎	正	

36番 荒井 正 君
 38番 内海 和 雄 君
 40番 木内 直 樹 君
 42番 山崎 ひろみ 君
 44番 石田 謙 一 君
 46番 袴田 忍 君
 49番 宗島 理 仁 君
 51番 丸島 な か 君
 53番 石井 よし 芳 清 君

37番 加藤岡 美佐子 君
 39番 大野 ひろし 君
 41番 所 一 重 君
 43番 善塔 道 代 君
 45番 川島 ふじこ 君
 47番 中村 いさむ 君
 50番 川嶋 あき 朗 敬 君
 52番 山田 ひさ 久 子 君
 54番 伊藤 しげ 茂 明 君

欠席議員（6名）

1番 白鳥 まこと 誠 君
 12番 穴倉 ひろ 敬 文 君
 23番 小倉 やす 靖 幸 君

2番 石上 みつ 允 康 君
 17番 菊岡 たづ 多 鶴 子 君
 48番 門 ぐち 昭 君

説明のため出席した者

広域連合長 清水 聖 士 君
 局長 布施 高 広 君
 総務課長 福田 孝 広 君
 資格保険料課長 増 渕 正 君
 給付管理課長 山田 利 朗 君

副広域連合長 岩田 利 雄 君
 局次長兼 湯川 和 光 君
 会計管理 者
 総務課長 奥田 浩 君
 課長補佐
 資格保険料課長 橋本 綾 君
 課長補佐
 給付管理課長 石橋 俊 宏 君
 課長補佐

議会事務局職員出席者

議会事務局長 高橋 功 書記 時田 弘 幸
 書記 尾形 祐 三 書記 八谷 直

開会 午前10時03分

◎開会及び開議の宣告

○議長（森川雅之君） ただいまより平成29年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

現在の出席議員は47名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

直ちに本日の会議を開きます。

初めに、執行部から写真撮影の申し出があり、これを許可しましたことをご報告いたします。

◎諸般の報告

○議長（森川雅之君） これより、日程により諸般の報告をいたします。

初めに、平成29年1月10日付にて志賀直温連合長から退職届の提出があり、これを受理いたしました。そして、2月1日に広域連合長選挙が行われ、新広域連合長に清水聖士鎌ヶ谷市長が当選し、就任されましたので、ご報告いたします。

次に、会議規則第139条の辞職許可をした議員については、お手元に配布の辞職許可議員一覧のとおりであります。

次に、広域連合長から議案の提出があり、これを受理いたしました。

また、説明員として、地方自治法第121条第1項の規定により、広域連合長及び関係する職員の出席を求めていますので、ご了承ください。

本日の出席者は、お手元に配布の説明員出席者一覧表のとおりであります。

以上で報告を終わります。

◎広域連合長挨拶

○議長（森川雅之君） ここで、広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許

可します。

広域連合長、清水聖士君。

〔広域連合長 清水聖士君 登壇〕

○広域連合長（清水聖士君） 皆さん、おはようございます。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、広域連合議会の定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公務ご多忙の中ご出席を賜り、心から感謝申し上げます。

私は、このたび選挙により、2月1日から広域連合長に就任いたしました鎌ヶ谷市長の清水聖士でございます。志賀前広域連合長の多大なご功績を引き継ぎ、この重責を全うしてまいる所存ですので、よろしく願い申し上げます。

初めに、昨年11月定例会におきまして議案資料の一部に落丁があり、議員の皆様にも多大なご迷惑をおかけしましたことを改めておわび申し上げます。就任早々こういうおわびから入りますこと、ちょっと格好悪い話でありますけれども、今後このようなことがないように気をつけてまいりたいと思います。

次に、昨年12月に厚生労働省が発表した電算処理システムの設定誤りによる保険料の過大・過小徴収について申し上げます。

この件もおわびするお話でございますけれども、このたび、誤って賦課した可能性のある被保険者の抽出を終え、市町村に通知したところであります。今後は、所得を把握し、正しい保険料の算定をした上で還付または追加徴収をすることとなります。対象となる被保険者の皆様には、市町村と緊密に連携を図りながら速やかな情報提供と懇切丁寧な説明などを行い、不安や誤解を招かないよう努力してまいります。

ここで、千葉県の後期高齢者医療制度の状況について申し上げます。

千葉県の被保険者数は、昨年12月末現在約72万4,000人であり、ここ5年間では毎年二、三万人増加しており、今後もさらなる増加が見込まれます。また、保険給付費は平成27年度は約5,100億円であり、被保険者の増に伴い増加している状況です。医療費の増加により、国・県・市町村並びに現役世代が加入している健康保険への財政負担はますます厳しいものとなっております。

次に、後期高齢者医療制度の見直しについて申し上げます。

高額療養費制度につきましては、外来上限や高齢者の負担上限額について、負担能力

に応じて負担していただく観点から、限度額の引き上げが決定されました。また、保険料軽減特例の予算措置につきましては、平成29年度から段階的に縮小し、平成31年度から原則的に本則上の軽減に戻すことが決定されました。

このような状況の中、本広域連合としては、今後も保健事業や医療費の適正化に積極的に取り組んでいくとともに、高齢者の皆様が安心して医療が受けられるよう、この制度が安定し、かつ持続可能なものとなるよう、なお一層の努力をしてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日は、保険料軽減基準の見直しを内容とする後期高齢者医療に関する条例改正案を初め、予算案など計8議案を提案させていただいております。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

◎議事日程の報告

○議長（森川雅之君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布の議事日程表のとおりであります。

ただいまから、本日の日程に入ります。

◎議席の指定

○議長（森川雅之君） 日程第1、議席の指定についてを議題とします。

新たに当選された議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、配布してあります議席表のとおり議長において指定いたします。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時11分

○副議長（伊藤茂明君） 議長と交代をいたします。

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま森川議長より議長の辞職願が提出されました。

この取り扱いにつきまして、直ちに議会運営委員会を開会いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

議会運営委員は、2階アイリスへお集まりください。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時25分

○副議長（伊藤茂明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程の追加（議長の辞職許可について）

○副議長（伊藤茂明君） 先ほど開会いたしました議会運営委員会において、森川議長の辞職願の取り扱いについてご協議いただき、議長の辞職許可についてを日程に追加し、議長の辞職許可決定後、さらに議長の選挙についても日程に追加することとなりました。お諮りいたします。

この際、議長の辞職許可についてを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊藤茂明君） ご異議なしと認めます。

よって、議長の辞職許可についてを日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

なお、以下の日程は順次繰り下げますので、ご了承願います。

◎議長の辞職許可について

○副議長（伊藤茂明君） 日程第2、議長の辞職許可についてを議題といたします。

職員に辞職願を朗読させます。

〔職員朗読〕

○議会事務局長（高橋 功君）

平成29年2月10日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会副議長 伊藤茂明 様

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議長 森川雅之

辞職願

今般一身上の都合により、議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○副議長（伊藤茂明君） ただいま朗読いたしましたとおりでございます。

お諮りいたします。

森川雅之議長の議長辞職を許可することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○副議長（伊藤茂明君） 起立全員であります。

よって、森川雅之議長の議長辞職を許可することに決定をいたしました。

森川雅之議員の入場を求めます。

〔9番 森川雅之君 入場〕

◎議長退任の挨拶

○副議長（伊藤茂明君） ここで、森川雅之議員から議長の辞職に当たり挨拶の申し入れがありましたので、これを許します。

〔9番 森川雅之君 登壇〕

○9番（森川雅之君） 議長退任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

平成27年8月7日の連合議会第1回臨時会において、皆様方のご推挙をいただき、議長に就任させていただきましたが、本年4月をもって地元の議員の任期が満了となりますので、今定例会において議長の責を辞することを決めさせていただきました。

1年6カ月の間、微力ながら、皆様のおかげ様で大過なく議事が進行できたかなと思っております。私も、このような大きな、そして特殊な議会の議長を経験させていただきましたことは、本当に身に余るほどの勉強をさせていただいたと感じています。これからも、この経験を生かして、増え続ける後期高齢者の方々の福祉増進のため、そして広域連合のますますの発展のために力を注いでいきたいと感じています。

何はともあれ、ひとえにここまで支えていただいた皆様方、そして連合長を初めとする執行部の方々に心から御礼を申し上げ、退任の挨拶とします。本当にありがとうございました。（拍手）

○副議長（伊藤茂明君） ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時35分

○副議長（伊藤茂明君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎日程の追加（議長の選挙）

○副議長（伊藤茂明君） ただいま森川雅之議員の議長辞職により、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊藤茂明君） 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

なお、以下の日程は順次繰り下げますので、ご了承願います。

◎議長の選挙

○副議長（伊藤茂明君） 日程第3、これより議長の選挙を行います。

議長選挙につきましては、広域連合議会申し合わせ事項により「千葉県市議会議長会が推薦した者とする。選挙の方法は、副議長による指名推選とする。」となっております。

千葉県市議会議長会からは、広域連合議会議長に、流山市議会議長である海老原功一議員が推薦をされております。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、副議長の私が指名する者をもって当選人とする指名推選により行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊藤茂明君） ご異議がありましたので、選挙の方法は投票によることといたします。

これより投票を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（伊藤茂明君） ただいまの出席議員数は47名であります。

投票用紙を配布させます。

〔投票用紙配布〕

○副議長（伊藤茂明君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊藤茂明君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長（伊藤茂明君） よろしいでしょうか。

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

この投票は単記無記名で行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。なお、白票は無効とみなします。

点呼を命じます。

〔議会事務局長 氏名点呼、投票〕

○副議長（伊藤茂明君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊藤茂明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（伊藤茂明君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、平野明彦議員、脇坂保雄議員、江原俊光議員を指名いたします。

よって、3名の方に立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○副議長（伊藤茂明君） 選挙の結果を議会事務局長に報告させます。

高橋議会事務局長。

○議会事務局長（高橋 功君） 選挙結果をご報告いたします。

投票総数47票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 46票

無効投票 1票

内訳

海老原功一議員 42票

谷岡 隆議員 4票

以上のおりであります。

なお、この選挙の法定得票数は12票であります。

○副議長（伊藤茂明君） ただいま議会事務局長が報告したとおりであります。

よって、最多得票数を獲得いたしました海老原功一議員が議長に当選をされました。

ただいま議長に当選されました海老原功一議長が議場におられますので、会議規則第

32条第2項の規定により告知をいたします。

◎議長就任の挨拶

○副議長（伊藤茂明君）　ここで、当選されました海老原功一議長にご挨拶をお願いいたします。

〔議長 海老原功一君 登壇〕

○議長（海老原功一君）　皆さん、こんにちは。ただいま皆様に投票いただき議長に推挙いただきました、流山市議会議長の海老原でございます。

職の重要性、大変重く感じておるところでございます。前森川議長同様、公平な会議、スムーズに進めてまいりたいと思いますので、どうぞ議員の皆様、よろしくお申し上げ、簡単でございますが一言ご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。（拍手）

○副議長（伊藤茂明君）　海老原議長、議長席にお着きください。

〔副議長退席 議長、議長席に着席〕

◎会議録署名議員の指名

○議長（海老原功一君）　日程第4、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、伊藤房代議員、谷岡 隆議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（海老原功一君）　日程第5、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

お諮りします。

本定例会の会期を本日1日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老原功一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定しました。

◎議案第1号～議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（海老原功一君） 日程第6、議案第1号から議案第8号までの議案8件を一括して議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。

清水広域連合長。

〔広域連合長 清水聖士君 登壇〕

○広域連合長（清水聖士君） それでは、議案第1号から第8号までにつきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案の1ページをご覧ください。

議案第1号、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本案は、職員が働きながら育児や介護をしやすい環境整備を行うため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、4ページをご覧ください。

議案第2号、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本案は、千葉県人事委員会勧告等を踏まえ、職員の給与を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、18ページをご覧ください。

議案第3号、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本案は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、保険料の減額基準を見直すとともに、保険料軽減措置に係る所要の改正を行うものでございます。

続きまして、22ページをご覧ください。

議案第4号、千葉県後期高齢者医療広域連合第三次広域計画の策定についてでございます。

本案は、広域連合が行う事務を総合的かつ計画的に行うため、広域連合と関係市町村が相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら処理する事項について定めるものであり、第二次広域計画を引き継ぎ策定するものでございます。

続きまして、23ページをご覧ください。

議案第5号、平成28年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

別冊の平成28年度予算書の1ページをご覧ください。

本案は、予算総額から歳入歳出それぞれ877万5,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ20億7,660万2,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。

補正予算の内訳でございますが、記載のとおりでございます。

3ページをご覧ください。

債務負担行為でございますが、平成29年度事業の実施に当たり、本年度中に契約事務を行う必要がある1件について債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、議案の24ページをご覧ください。

議案第6号、平成28年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

平成28年度予算書の15ページをご覧ください。

本案は、予算総額に歳入歳出それぞれ1億1,722万4,000円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ5,598億4,193万9,000円とするものでございます。

16ページをご覧ください。

補正予算の主な内訳でございますが、歳入では、第2款、国庫支出金が1億420万7,000円を増額などでございます。

次に歳出でございますが、第4款、保健事業費が9,846万3,000円を増額などでございます。

17ページをご覧ください。

債務負担行為でございますが、平成29年度事業の実施に当たり、本年度中に契約事務

を行う必要がある2件について、債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、議案の25ページをご覧ください。

議案第7号、平成29年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてでございます。

別冊の平成29年度予算書の1ページをご覧ください。

本案は、予算総額を歳入歳出それぞれ21億417万1,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。

予算の主な内訳でございますが、歳入では、分担金及び負担金で市町村からの負担金として20億7,943万4,000円計上しております。

次に歳出でございますが、第3款、民生費で特別会計への事務費繰出金として16億1,880万4,000円計上しております。

続きまして、議案の26ページをご覧ください。

議案第8号、平成29年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算についてでございます。

平成29年度予算書の25ページをご覧ください。

本案は、予算総額を歳入歳出それぞれ5,824億6,847万4,000円とするものでございます。

26ページをご覧ください。

予算の主な内訳でございますが、歳入では第1款、市町村支出金で1,085億6,979万7,000円、第2款、国庫支出金で1,786億9,041万4,000円、第4款、支払基金交付金で2,419億5,054万6,000円などを計上しております。

27ページをご覧ください。

歳出では、第2款、保険給付費で5,759億3,095万9,000円、第4款、保健事業費で28億1,825万9,000円などを計上しております。

説明は以上でございます。

○議長（海老原功一君） 次に、質疑については一括して行い、討論、採決は議案ごとに行います。

これより議案第1号から議案第8号までの質疑に入ります。

申し合わせにより、質疑における発言時間については、同一議員につき答弁時間を除いて20分以内とします。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、通告順に従い、岩井友子議員。

○4番（岩井友子君） 船橋市の岩井でございます。よろしくお願いいたします。

最初に、通告順に従って質疑を行います。

まず、議案第4号、千葉県後期高齢者医療広域連合第三次広域計画の策定について伺います。

第三次広域計画を読みました。広域連合の条例や規約と内容的には大差ないというのが率直な感想で、これが計画と言えるのだろうか非常に疑問を持ちました。千葉県民の75歳以上の方、65歳以上75歳未満で一定の障害のある方を対象とする医療制度を、今計画期間どう運営していくのか、どういう課題があり、どういう目標を立てているのか、前期、第二次広域計画はどこまで到達し、今期はどこまでを目指そうとしているのか、そういうことが記載されていないからです。

計画の「はじめに」のところに、「医療費は年々増加を続けていくことが予想されるため、安定的な制度運営を行うためには、医療費の伸びができるだけ緩やかになるよう、保険者機能の強化を図り、医療費適正化や健康保持増進のための保健事業等の推進が必要となっております」というふうに記載はされています。しかし、計画の中に本来記載されるべきこと、千葉県の実態が現状どうなっているのか、加入者の健康状態はどうなのか、適切に医療が受けられているのか、財政状況はどうなのか、保険料の負担はどうか、収納率はどうか、健診の受診率はどうなっているのか、どんな保健事業が有効で、どのように取り組まれているのか、地域間で格差が生じていないか、こうしたことをどう改善していくのか、何も記載されておりません。一体、この計画はどこの県の計画なんだろうか。千葉県の計画だということが分かるような、そういうものが残念ながら見ることはできませんでした。改めて、千葉県後期高齢者医療広域連合の第三次広域計画の目的と目標を明らかにしてください。

次に、議案第6号、平成28年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算について伺います。

特別調整交付金の増額補正のことで伺いたいと思います。

特別会計の補正予算1億1,722万4,000円の増額のうち、9,846万3,000円が長寿・健康増進事業の増に伴う増額ということで、補正予算書の23ページを見てみますと、当初予算の1億4,000万円に対して相当な伸びになっております。長寿・健康増進事業が昨

年度に比べて新たに事業が拡大しているのでしょうか。この内容について、まずご説明
いただきたいと思います。

次に、議案第8号、平成29年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算について
伺います。

特例交付金の削減によって保険料の特例軽減が一部削減をされる、そういう予算とな
っております。これまでも、低所得者に対する特例軽減が廃止になる問題については、
度々この場で取り上げてまいりました。75歳以上の高齢者の暮らしは改善されている状
況はありません。年金はどんどん目減りをする一方、消費税の増税や物価の値上がりによ
って高齢者の暮らしはどんどん厳しくなっております。そういう中で、こうした
改定が行われる。非常に問題があるというふうに感じております。

この制度改定による影響額について、所得割額の減額によってどの程度の保険料の増
額になっているのか。被用者保険の被扶養者だった方の軽減について、今期どう影響が
出ていくのか。特別会計の予算算定に当たり、それぞれどのように算定をしているのか、
お聞かせください。

次に、この特例交付金の削減分について、財政安定化基金から繰り入れを行って保険
料の値上げを回避することは考えなかったのか。この問題について、県や市町村とどう
協議したのか、2点目に伺います。

3点目として、この財政安定化基金の拠出金ですが、平成28年度から新たな保険料の
期間になっていますけれども、この平成28年度、平成29年度の期間で、私は財政安定化
基金を拠出して保険料の値上げは回避すべきだということを言ってきました。ほかの広
域連合では、拠出金を活用して保険料の値上げを抑制する、そういう取り組みをしてい
るというところも聞いております。ほかの広域連合の状況がどうなっているのか、お答
えいただきたいと思います。

4点目に、県支出金ですけれども、療養給付費と高額療養費に対する定率負担しか行
われておりません。国からは負担金だけでなく補助金が支給をされておりますが、千葉
県からは定率負担しか来ていないというのが実態です。千葉県内の全ての市町村が加入
をしており、全ての市町村の75歳以上の方々の、また障害がある方々の医療制度を担っ
ている、そうした広域連合に対して、広域行政に責任を持つ千葉県が医療や健康保険活
動に対して当然補助を行って事務の改善、前進を進めていく必要があるというふうに思
いますが、千葉県に対して、こうした保険料の軽減や健康増進事業に対して、財政負担

の増額について広域連合として求めなかったのかどうか、どういう話し合いが行われたのか伺います。

以上で第1問といたします。

○議長（海老原功一君） 答弁を求めます。

布施事務局長。

○局長（布施高広君） 岩井議員のご質問にお答えいたします。

私からは、議案第4号、広域計画に係る1問、そして議案第8号に係る財政安定化基金に関する質問1問の計2問についてお答え申し上げます。

初めに、千葉県後期高齢者医療広域連合第三次広域計画の目的と目標は何かについてお答え申し上げます。

千葉県後期高齢者医療広域連合第三次広域計画は、広域連合が行います事務を総合的かつ計画的に行うため、広域連合と関係市町村が相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら処理する事務について定めるものでございます。

続きまして、特例交付金の削減分を財政安定化基金から繰り入れ補填して保険料の値上げを回避すべきではないかとの質問についてお答え申し上げます。

財政安定化基金は、予定した保険料収納率を下回って生じてしまった保険料不足や、医療給付費の急激な上昇などに起因します財政不足を回避する場合に活用することといたしております。そのため、軽減特例見直しに伴う保険料の補填を目的とした財政安定化基金の繰り入れは行いません。

私からは以上でございます。他の質問については課長からお答え申し上げます。

○議長（海老原功一君） 次に、福田総務課長。

○総務課長（福田孝広君） 私からは、議案第8号、平成29年度広域連合特別会計予算についての2問についてお答えいたします。

特別会計予算編成に当たり、軽減特例の見直し分をどのように算定したかについてお答えいたします。

平成29年度予算の高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の算定方法は、初めに平成28年度の本交付金所要額に過去の増減率を乗じて算出します。さらに、その算出額から、所得の少ない方に対する所得割額の5割軽減から2割軽減への見直しにより軽減対象外となる5割と2割の差の3割分を、被扶養者であった被保険者に対する均等割額の9割軽減から7割軽減への見直しにより軽減の対象外となる9割と7割の差の2割分をそれ

ぞれ差し引いて影響額を算出しております。以上により、予算への影響額は、所得割額について約4億9,700万円、被扶養者であった被保険者に対する均等割額について約2億5,800万円、合計で約7億5,500万円となっております。

平成28年度予算で財政安定化基金拠出金を活用した広域連合は幾つあったかについてお答えいたします。

全国の広域連合において平成28年度に財政安定化基金を活用しているかについては、本広域連合では把握しておりません。なお、活用の有無は明らかではございませんが、全国の広域連合のホームページで公開されているもので確認できる範囲になりますけれども、18の広域連合で関係する予算が計上されておりました。

私からの回答は以上になります。

○議長（海老原功一君） 次に、山田給付管理課長。

○給付管理課長（山田利朗君） 私からは、議案第6号、特別調整交付金と、議案第8号の④、県への財政負担の要望ということについてお答えいたします。

まず、議案第6号、特別調整交付金の増額補正についてでございます。

長寿・健康増進事業に係ります特別調整交付金につきましては、毎年6月に厚生労働省から示されます特別調整交付金交付基準というものによって算定されております。交付額につきましては、人口規模により交付基準額というのがあります。これは1億4,000万円ですが、あと人間ドックの費用助成に係る加算額というのがございます。これによって決定されております。ご質問の長寿・健康増進事業の増に伴う増額9,846万3,000円というのは、この人間ドックの費用助成に係る加算額ということになります。

続きまして、議案第8号、県への財源確保の要望ということでございます。

保健事業の財源は、基本的に保険料と補助金ということで賄われております。保健事業費の大部分を占めます健康診査費につきましては、国が基準額の3分の1補助を実施しておるところであります。保健事業費の財源確保の取り組みとしまして、国に対して全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じまして長寿・健康増進事業に対する財政支援の拡充について要望しておりますが、このことに加えまして、千葉県に対しましても、健康診査事業について国庫補助相当額の補助金交付について要望しているところでございます。

以上であります。

○議長（海老原功一君） 岩井友子議員。

○4番（岩井友子君） ご答弁ありがとうございます。

まず、広域計画のことから伺います。

総合的、計画的に事務を進めていくために連合と市町村の役割分担を決めるのが広域計画というご答弁なんですけれども、計画的に進めていくというためには、いつまでに何をどうするのかというのが、計画的にという言葉の意味するところではないですか。その計画が、この広域計画の中にはありません。役割分担というのは、条例にも規則にも広域連合の規約の中にも書いてあります。別に広域計画の中に書かなくても、その役割分担というのは書いてありますし、それから、法律にも役割分担は書いてあります。だから、広域計画で書かなければならないことは、医療をどうするのか、医療費ができるだけ伸びが緩やかになるようにするにはどうしたらいいか、75歳以上の加入者の方々に健康になってもらわなければいけないとか、もっといろいろ、この広域計画の中に盛り込まなければならぬこと、現状がどうなっているのか、そういうことを盛り込むのが広域計画なんじゃないですか。

それで、幾つかの自治体を調べてみました。これまでも東京都の広域計画のことを石井議員が取り上げていましたけれども、東京都だけではありませんね。神奈川県にしても、茨城県にしても、埼玉県にしても、もっと現状がどうなっているのかという記載があって、それをこれからどう改善していくのかという目標が定められています。数値目標があるところ、ないところ、あります。例えば受診率をどうするのかとか、保険料の徴収率をどうするのかとか、そういう点では数字が記載されているところもあったりなかったりとしているんですけれども、具体的に事務をどこまでどうしていこうとするのかということが、目標として何を目標にしてやっていくのかというのがはっきりしているんですね。残念ながら千葉県の広域計画の中には、そのことが全く記載されていないというのは、本当に残念なことだし、なぜ記載しないんでしょうか。広域連合として、加入者や千葉県民に対して、これからどういう事業を進めていこうとするのかということの説明責任を果たしているとは思えないんですけれども、なぜ目標を明確にした広域計画にしないのか、伺いたいと思います。

保健事業の増額があったということで、これ、私のほうからもう言ってしまいますけれども、結局人間ドックの9,800万円といっても、新たに大きく増えているわけではなくて、ただ精算をして、大体規模は前年並みの規模だったんじゃないかというふうに思います。

広域計画のところでも言いましたけれども、保健事業が非常に広域連合としては大きな役割を持っているわけです。この保健事業を本当に進めていくためには、もっとお金が必要だと思います。都市部と郡部のほうではやはり条件も違うでしょうし、そういうところが同じように公平にサービスが受けられるようにするためにはどうしたらいいのか。今、受診率が低い地域をどう引き上げていくのか。そのためには、やはりお金だっかかるわけです。そのための保健事業の財源なんですけれども、千葉県に要望しているということでしたが、千葉県は何と言っているんですか。当初予算にも載ってきていないので、千葉県がどういうふうな考え方で聞いているのか伺いたいと思います。

それから、議案第8号です。

当初予算で7億5,500万円、所得の低い方々の保険料がこれだけ値上げになるわけです。先ほど、財政安定化基金の繰り入れは行わないと簡単に一言で片付けられてしまいましたけれども、医療費自身はどんどん伸びています。また、平成29年度の予算でも医療費は伸びています。医療費が伸びるから保険料だって上げたんじゃないですか。そして、ほかの18の広域連合では拠出金を活用しているという、そういうことも皆さん、調査で分かったわけです。であるならば、今回、所得の低い方々の保険料の値上げを食い止めるために、なぜ県に拠出金を使わせてほしいと言わないのか。今、60億円以上、千葉県には広域連合の財政安定化基金がたまっているわけですから、そのうちの7億5,500万円ですよ。なぜそれをしないのか、改めて伺いたいと思います。

それから、先ほど、千葉県に対して補助金定率負担以外の補助金を求めてほしいということを申し上げたんですけれども、同時に、定率負担以外の補助金を出している都道府県、ほかの広域連合の状況がどうなっているのか教えていただきたいと思います。

以上、2問といたします。

○議長（海老原功一君） 答弁を求めます。布施事務局長。

○局長（布施高広君） 岩井議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、広域計画の関係で、目標を定めるべきではないかとのことご質問でございますが、我々広域連合といたしましては、連合規約の第5条に定めがございまして、計画に記載すべきことといたしまして、広域連合と市町村が行う事務に関する事、そして期間及び改定に関する事というふうな定めがございまして、それに基づきまして、この計画につきましても広域連合と市町村の役割分担につきましても定めをしたところでございます。

それから、安定化基金のことでございますけれども、先ほども答弁申し上げましたが、

安定化基金につきましては、不測の医療費の増大であるとか、保険料の収納率が予定より下回ってしまったという場合に、県と協議いたしまして検討するというごさいまして、今回の保険料軽減措置の見直しに伴うことにつきましては、基金を使う予定はございません。

以上でございます。

○議長（海老原功一君） 次に、山田給付管理課長。

○給付管理課長（山田利朗君） 私のほうから保健事業に関する財源要望ということでお答えしたいと思います。

千葉県に対しまして、毎年予算編成の時期に間に合うようにということで、健康診査について国と同額の負担をしてくださいたいということをお願いしているところなんです、県の考え方がどうかというよりも、ただけていないのが現状なんです、それについて県の考え方というのは、うちのほうではちょっと分からないので、それはお答えできないことになります。

それで、他の広域連合における都道府県からの支援の状況ですけれども、健康診査の事業に対して都道府県が財政的な支援を行っているのは、東京都とか山梨県を初め、全国で7都県で補助をされているということでもあります。

以上であります。

○議長（海老原功一君） 岩井友子議員。

○4番（岩井友子君） 3問目、行います。

広域計画についてなんですけれども、規約の中に役割分担をするのが広域計画、期間を決めるのが広域計画、それしか書いていないですから、そういうご答弁になるんだと思います。ただ、そんな事務的なことで本当にいいのか。いいんですかね。

今回、この第三次広域計画、文言のミスがありました。昨年の議会でも落丁があったり、広域連合事務局の皆さんが、この広域連合の仕事をどう考えているのか。千葉県民、72万4,000人と先ほど連合長はおっしゃっていましたが、その方々の医療をどうするのか。医療を担っているのが、この広域連合なんです。病気をしない、病気の予防を行って、病気にならないように、そして医療費だって抑制する、健康的な生活を営んでいただく、そのための医療制度が広域連合のこの制度ではないですか。そういう自覚を事務局の皆さんはちゃんと持っていらっしゃいますか。もし持っているんだとしたら、こんな事務仕事で広域計画だというふうにされたら困るわけですよ。

千葉県内の地域によって、先ほども申し上げたとおり受診率に差が生じています。医療機関がない地域があります。そういうところの被保険者の方々、どうなっているのか。皆さん、実態をつかんでいますか。そういうことが連合事務局の仕事なんです。それがちゃんと計画の中に反映されて受診率をどう引き上げていくのか、保険料の負担がどうなっているのか。千葉県の保険料は全国水準でいきますと下のほうですね。なぜ下のほうなのか。健康だから保険料が安いということもあるかもしれない。でも、逆に、医療機関がないから病院に行けなくて医療費がかかっていない、そういうことだってあるんじゃないですか。その辺のところはちゃんと分析されていますか。

広域計画を作るときには、そういう現状がどうなっているのかというのをちゃんと把握をして、そして計画に盛り込んでいく。千葉県内の75歳以上の方々の医療を皆さんが担っているわけです。そして、私たち、この議会がそれをチェックしていく、そういう役割を持っているわけです。是非責任を持った仕事を果たしていただきたいと思ひますし、この広域計画については撤回をして、新たな計画を作り直していただきたい。このことを強く求めますが、いかがでしょうか。

それから、先ほどの安定化基金の問題も、広域連合に対する千葉県の姿勢は非常に問題があるというふうに思ひます。先ほど定率負担以外の負担をしている自治体があることが紹介されておりました。18自治体で計上されているということでしたが、保険料の軽減にしても健康増進事業にしても、都道府県レベルでしっかりと支援をしているんですね。それを千葉県がやっていないというのは、本当に千葉県は恥ずかしいというふうに思ひますし、千葉県からの答えをもらっていないというんですが、子どもの使いじゃないんですから、次回は是非、千葉県が何と答えているのか、しっかりつかんでいただきたいと思ひますが、千葉県の答えをちゃんと聞くかどうか伺って終わりいたします。

○議長（海老原功一君） 答弁を求めます。布施事務局長。

○局長（布施高広君） 再々質問2問についてお答え申し上げます。

まず、計画を撤回すべきということですが、本計画につきましては、市町村の皆さんとも協議会、幹事会を通じましてご了解をいただいた計画でございまして、この計画をそのまま議案として承認していただきたいというふうに考えております。

それから、現状把握につきましては、議員の皆様にもお配りしてございますけれども、後期高齢者の概況でございまして、そういったもので我々としても、市町村も連携しながら現状についてを把握いたしておるつもりでございまして。

そして、基金の関係でございまして、県と協議ということでございますけれども、基金につきましては、保険料の改定の際にまた県と協議してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（海老原功一君） 山田給付管理課長。

○給付管理課長（山田利朗君） 県への要望、子どもの使いじゃないんだということなので、きちんと確認させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（海老原功一君） 次に移ります。

通告順に従い、谷岡 隆議員。

○14番（谷岡 隆君） 習志野市選出の谷岡 隆です。

本日は、三つの議案について質問します。

まず、議案第3号、後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、四つの角度から伺います。

第1に、均等割5割軽減と2割軽減の対象者数は、それぞれどれだけ増えるのか伺います。また、それぞれの影響額も伺います。

第2に、低所得者の所得割の軽減措置の見直しについて、対象者数と影響額を伺います。また、影響を受ける所得階層のうち、例として年金収入が年211万円の場合、2割軽減による負担増は幾らになるのか、軽減なしによる負担増は幾らになるのか伺います。

第3に、元被扶養者の均等割の軽減措置の見直しについて、対象者数と影響額を伺います。また、7割軽減による負担増は幾らになるのか、5割軽減による負担増は幾らになるのか、軽減なしによる負担増は幾らになるのか伺います。予算委員会がないので、細かい質問となってしまいますが、答弁をお願いします。

次に、第4に、本議案のように低所得者等に一部負担増が生じたとはいえ、低所得者の均等割の9割軽減と8.5割軽減は当面維持となりました。千葉県広域連合を初め、全国協議会が継続的に要望し続けてきたことは評価したいと考えます。しかし、あくまで当面という不安定なものであります。引き続き現行制度の維持を強く要望すべきと考えます。新しい連合長の見解を伺います。

次に、議案第5号、平成28年度一般会計補正予算（第2号）について伺います。

歳出の第1款、第2項の総務一般事務費の地方公会計システム導入委託料が既定額の

1,965万2,000円からマイナス1,304万5,000円の大幅減額となっています。保守委託料も77万8,000円からマイナス71万3,000円の大幅減額となっています。これら大幅減額の要因について伺います。

最後に、議案第8号、平成29年度特別会計予算について3点伺います。

歳入について、保険料滞納の推移を伺います。特に保険料改定後の状況について伺います。

次に、歳出について、第4款、第1項の健康診査事業の受診率向上へ向けた質問です。

私は、習志野市議会の12月定例会において、隣接する船橋市が受診率52%と、我が習志野市や県内平均を20%近く上回っていることについて市長に質問しました。そして、その要因について、習志野市の健康福祉部長の答弁は、次の内容でした。船橋市は、未受診者に受診期間が終了する1カ月前に再勧奨、いわゆるコールリコールを行い健診行動を促している。本市においても再勧奨について検討する。このような部長答弁でした。

75歳以上の高齢者の方々が健康であることは、被保険者はもちろんのことですが、保険者にとっても良いことです。健康診査の受診率向上に向けて先進自治体で取り組まれている再勧奨、いわゆるコールリコールを全県的に実施できるように予算を確保すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、同じく第4款、第1項の歯科口腔健康診査事業について、平成28年度の実績と平成29年度の目標を伺います。

平成28年度については、習志野市の受診率は8.38%と、目標を下回ってしまいました。この件について習志野市の担当の健康福祉部と意見交換をしたところ、協力医療機関の少なさが目標未達成の要因の一つではないかとのことでした。これは習志野市だけの問題ではなく、全県的に同様の傾向があるのではないかと考えます。ついては、受診率向上へ向け、協力医療機関の拡大を求めますが、いかがでしょうか。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（海老原功一君） 当局の答弁を求めます。布施事務局長。

○局長（布施高広君） 私からは、議案第3号に係る質問のうち要望に関する質問1問についてお答え申し上げます。

低所得者の均等割9割軽減と8.5割軽減は当面維持となったが、引き続き現行制度の維持を要望すべき。どう考えるかのご質問でございます。

保険料軽減特例に関しては、全国高齢者医療広域連合協議会を通しまして国に要望し

てまいりました。被保険者の負担を最小限に抑えるという趣旨の要望は、これからもし
てまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。ほかの質問につきましては課長からお答え申し上げます。

○議長（海老原功一君） 次に、福田総務課長。

○総務課長（福田孝広君） 私からは、議案第5号、平成28年度広域連合一般会計補正予
算についてお答えいたします。

地方公会計システムの導入、保守についてお答えします。

公会計システムの導入の経費については、広域連合での実情に沿った内容で検討した
結果、資産を管理するシステムの省略など仕様の見直しにより経費を削減することがで
きたものです。また、保守経費につきましては、当初予定していた保守期間より短くな
ったことから減額したものでございます。

私からの回答は以上でございます。

○議長（海老原功一君） 次に、増淵資格保険料課長。

○資格保険料課長（増淵 正君） 私のほうからは、均等割額の5割軽減及び2割軽減の
対象となる所得基準額の引き上げによる対象者数と影響額についてお答えをさせていた
だきます。

本年1月13日現在における被保険者数及び所得状況で試算したものでございますが、
均等割額が2割軽減から5割軽減に変更となる人数は約1,300人、2割と5割の差の3
割分の金額につきましては約1,600万円になります。新たに2割軽減の対象となる人数
につきましては約3,400人ございまして、2割分の金額につきましては約2,700万円
でございます。

続きまして、所得の少ない方に対します所得割額の軽減措置の見直し及び被扶養者で
あった被保険者に対する均等割額の軽減措置の見直しによる対象者数と影響額について
お答えいたします。

平成29年度予算額における見込みにおきましては、所得の少ない方に対する所得割の
5割から2割軽減への見直しによりまして軽減の対象外となる5割と2割の差の3割分
の金額につきましては約4億9,700万円で、被扶養者であった被保険者に対する均等割
額の9割軽減から7割軽減への見直しにより軽減の対象外となる9割と7割の差の2割
分の金額につきましては約2億5,800万円でございます。

なお、被扶養者でありました被保険者に対する均等割額の7割軽減から5割軽減への

見直しによる負担増、5割軽減から軽減なしによります負担増の影響額については、把握をしておりません。人数についても、申し訳ないんですが把握はしておりません。

以上でございます。

すみません。3番が抜けていました。年金収入が211万円の場合におきます所得割額の軽減措置の見直しによる保険料額の増減についてお答えをいたします。

所得割額の5割軽減から2割軽減への見直しによる保険料の増額は1万3,800円でございます。2割軽減から軽減なしへの見直しによる保険料の増額につきましては、保険料率に変更がないと仮定した場合は2万3,000円でございます。

被扶養者でありました被保険者に対する均等割額の軽減措置の見直しによる保険料額の増減についてお答えをいたします。

均等割額の9割軽減から7割軽減への見直しによる保険料の増額は8,080円です。なお、所得の少ない方に対する均等割額の8.5割軽減に該当する場合は2,020円の増額になります。保険料率に変更がないと仮定した場合における保険料の増額については、7割軽減から5割軽減への見直しでは7割と5割の差の2割分の8,080円、5割軽減から軽減なしへの見直しについては、5割とゼロの差の5割分の2万200円でございます。

私のほうからは、以上になります。

申し訳ございません。議案第8号の滞納者数の推移ということでお答えをさせていただきます。

保険料の滞納者数については、平成25年度につきましては1万1,257人、平成26年度は1万3,745人、平成27年度は1万2,921人でございます。

申し訳ございません。以上でございます。

○議長（海老原功一君） 次に、山田給付管理課長。

○給付管理課長（山田利朗君） 私のほうからは、議案第8号、健康診査事業と歯科口腔健康診査事業のご質問についてお答え申し上げます。

健康診査受診率の向上というのは、データヘルス計画にも位置付けた重要な課題でございます。これまでも市町村とともに受診率の向上に向けた検討を重ねてきた中で、個別健診の実施や受診票の全員送付とともに、再勧奨、コールリコールということにつきましても受診率の向上に有効な手段であると認識しているところでございます。

実際、郵送での再勧奨通知を行って、広域連合が経費を負担させていただいている事例というのも1市でございます。今後も市町村と協議しながら健診受診率の向上には努

めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、歯科口腔健診についてお答えいたします。

平成28年度の実績でございます。まず、歯科口腔健康診査事業、平成28年度からの新規事業ということで、データヘルス計画に位置付けて実施した重要な事業ですが、受診対象者6万4,028人のうち、受診された方5,414人、受診率は全体で8.46%ということになっております。その健診結果といたしましては、異常がなかったという方が1,319人、ブラッシングや食事などで指導が必要だとされた方が1,498人、治療が必要だと判断された方が3,388人ということで、そのうち広域連合においてレセプト等で把握している2,969の方が治療されたということでありまして、治療が必要な方のうちの約9割が治療されておりますので、事業の一定の成果が上げられたものと考えておるところでございます。

また、本事業の目標ということですが、データヘルス計画では全54市町村での実施ということでございます。今年度新規に立ち上げるということで、予算の積算の根拠として10%というのがあるのですが、初年度で読めないところがありましたので、一応10%と言っておりましたが、それは目標ということではないので、一応全市町村で実施ということを目標にしております。

本年度の事業、全54市町村中で50の市町村で実施することができました。なお、今まで独自の歯科健診を既に実施しておるところが50市町村になってしまったということですが、新年度からは全54市町村で実施していただけるということで、今予定しておるところでございます。

協力医療機関の拡大ということなんですが、協力医療機関につきましては、事業の開始、6月から10月までで実施したのですけれども、開始時には1,117機関でしたが、事業期間中に255の機関に追加登録をしていただきました。最終的に1,372の歯科医療機関で実施することができております。今後も、より多くの歯科医療機関が事業に協力していただけるよう、こちらの事務手続の簡素化等に努めまして、その医療機関が協力しやすい環境づくりを進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上であります。

○議長（海老原功一君） 谷岡 隆議員。

○14番（谷岡 隆君） それでは再質問をしていきます。

今、答弁を受けて残念だったのが、私、1週間前に質問の通告を出したときには、9

割軽減と8.5割軽減の見解については、新しい連合長の見解を伺いたいということで通告に明記をしました。私たち議員は、補助職員もいない中で議案を見たり、いろいろな資料を見たりしながら、勉強しながら質問しているわけです。一方で、連合長のほうはきちんと補助職員もいるわけですし、千葉県連合長が恐らく全国協議会では副会長に今なっているのではないかと思います。そういった場では、ご自身の考えを全国で主張していかなければいけないわけですから、是非とも、この特例軽減、9割軽減、8.5割軽減の今後についてどのようなお考えを持っているのか、連合長の考えを改めて伺います。

次に、第3号については、第8号に関する船橋市の岩井議員と重複するところが多いので、別の角度から質問をします。

先ほど担当のほうからそれぞれ答弁がありました。答弁できていなかったところがあります。低所得者の所得割の軽減措置の見直しについて対象者数と、それから、例として年金収入が年211万円の場合の負担増の額について把握できていないということですが、これについては、今年1月1日付の国保新聞という新聞に試算が掲載されています。これは全国的な試算、平均値の試算ということです。国が作ったものをもとにしたのか、独自に試算されたのか、ちょっとそこまでは把握していないんですけれども、しかし、千葉県が予算を提案するに当たって、対象者数と負担増の額について把握しないまま議案や予算案を提案するというのはいかがなものかと思います。なぜこの数値が答弁できないのか、理由を伺います。

次に、議案第5号について、この地方公会計システムについては、習志野市の会計管理者が新公会計システムの全国的な第一人者でありまして、以前もご紹介しましたが、いろいろと相談に乗ってもらっています。今回も、ちょっと相談する中で、他の財務システムと同じ業者に委託していくことによって経費節減も図れるのではないかとというようなアドバイスも受けました。今回のこの広域連合の地方公会計システムについては、従来の他の財務システムと同じ業者に委託をしているのか、または別になっているのか、その点をまず伺います。

そして、新年度予算案では保守委託料がまた62万9,000円と高めに感じます。これについては、今年度と同様に圧縮することはできないのか伺います。

次に、議案第8号について3点伺います。

この健康診査については、再勧奨、コールリコールについては予算的には組んでいく

ことは可能であるというようなことも伺っています。そうであれば、50%を超える受診率を誇る市が幾つかあるわけですから、そこに倣って再勧奨、コールリコールを全市町村に義務付けるなり努力義務にするなりしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

次に、2番目に、歯科口腔健康診査について伺います。

千葉県広域連合の有識者による懇談会が昨年12月16日に開催され、歯科口腔健康診査の受診率が市町村によってばらばらであることが委員から指摘されました。いただいた資料によりますと、県内トップは長生村で20.22%、次が野田市で19.59%、3番目が袖ヶ浦市で17.97%という高い率を示していました。県内平均は8.46%、大体習志野市も同じぐらいです。残念ながらゼロ%の自治体もありました。このトップクラスの自治体に近づけていくために、今後どのような手だてをとっていくのか伺います。

最後に、この歯科口腔健康診査について、協力医療機関の拡大を先ほど求めましたが、これは検査するに当たって医師に特別な資格などが必要なのかどうか。その点について最後伺います。

以上です。

○議長（海老原功一君） 答弁を求めます。布施事務局長。

○局長（布施高広君） 9割軽減と、それから8.5割軽減の件に関してご答弁申し上げます。

これにつきましては、国のほうでも低所得者に対して配慮されたというふうに考えております。そして、先ほども答弁申し上げましたけれども、我々としては、被保険者の負担を最小限に抑えるという観点の要望は今後もしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（海老原功一君） 次に、福田総務課長。

○総務課長（福田孝広君） 私のほうからは、地方公会計システムの導入の業者についてということで、こちらは財務会計システムと同じ業者でございます。

また、保守経費についての予算ですけれども、今年度の経費については予定している期間が短くなったということで減額になっておりますので、来年度予算については、その期間のほうは1年間ということで予算を上げております。

以上であります。

○議長（海老原功一君） 増淵資格保険料課長。

○資格保険料課長（増淵 正君） 私のほうからは、軽減対象者の人数の把握ができていないということの理由というものについてご説明をさせていただきたいと思います。

先生がおっしゃいました厚生労働省のほうでは、もう既に人数については発表されております。こちらの数字については、厚生労働省独自に算定した数字を発表しておりますので、当広域連合からは提出されたものではないということで、その数字の出どころが分からないということで把握はしていないというふうにお答えをさせていただきました。

私のほうからは以上でございます。

○議長（海老原功一君） 次に、山田給付管理課長。

○給付管理課長（山田利朗君） 私のほうからは、健康診査と歯科口腔健康診査についてお答え申し上げます。

まず、コールリコールについてですが、特定健診、国民健康保険事業ではコールリコールをされて相当効果を上げているという市町村は、すごく多いと思います。特定健診のほうは市に対する法律の義務付けなので、市町村はしっかりやらなければいけないということですが、後期高齢者の健康診査というのは努力義務ということで、同じようには扱っていないのが現状であります。

ただし、市町村のほうでお話を伺ったところによりますと、その健康診査を扱っていない部署というのが保健部門で、国保だとか特定健診だとかということじゃなく、市民に対する全体の健康診査ということで受診の勧奨の案内をさせていただいている市町村が相当多いということで、国保のほうでコールリコールを頑張っているの、今後、後期高齢者のほうも同様の扱いで再勧奨をやっていただければいいと思います。

次に、懇談会のほうで歯科口腔健診の受診率のばらつきがあるということですが、この歯科口腔健診というのも実際、うちのほうでこの新規事業を始める以前には、後期高齢者さんに対して歯科口腔健診をしている市町村に、今現在も続けているんですが、補助金をお出しするという事業をやっております。実績で15市町村ぐらいのところの後期高齢者さんに対する歯科口腔健診を以前からやっているということです。成人の歯科口腔健診のやり方というのも市町村によって全く違っていて、二十歳以上の全市民というところもあれば、節目の年、30歳、40歳、50歳のときにやるというようなところもございます。また、自己負担率、400円取るとか、ただでやるとかというのも市町村の考え

方によって全く違いますので、そこら辺で後期高齢者さんに対する歯科健診があるということ自体をまだご存じいただけていないという——立ち上げたばかりの事業でもございますし——ところもばらつきで出てしまうということもあるかと思えます。この事業、私も非常にいい事業だと思っておりますので、PRを積極的に続けて、安定的に続けていくことで皆さんに知っていただいて、そうすると協力医療機関の方も加入していただけるし、被保険者の方も積極的に受けていただけるということで、まだまだ広報の努力が足りないかなということをご反省したところでございます。

その歯科口腔健診の後期高齢者向けということで、資格が特別に要るかということなんですが、資格自体が要るわけではなくて、歯科の先生でしたらできるんですが、ただ、普通の成人の歯科健診と違いまして、ごっくんと飲み込む嚥下機能の検査とか発音、「ばばば」とか「たたた」とか何回言えるかなとか、そういう健診があるので、研修を受けていただくようにということで千葉県歯科医師会のほうで研修を実施していただいているので、申し込んですぐできるというものでもないという、逆に言えばそれだけ後期高齢者に特化した項目をつけ加えているということで、非常にいい事業だと考えているところでありますが、資格が必要かというのと、別に必要ないということでございます。

以上であります。

○議長（海老原功一君） 谷岡 隆議員。

○14番（谷岡 隆君） 先ほどの再質問でも連合長の見解を伺ったわけですが、連合長は手を挙げられなかった。以前の志賀連合長のときには、それなりに政治判断が必要なものについてはご自身で答弁されておりました。また、全国協議会に出てどういう発言をするんですかということをお伺いしたら、それはそれでご自身のお言葉でお話をされておりました。幾ら新任とはいえ、全く一言もないというのは、これはいかがなものかというように思います。何も細かい数字について伺っているわけではなく、新しく連合長になって、どういう考えで国に要望していくのか、全国協議会に出席していくのか、この点について答弁が全くないということでは納得いきません。改めて伺います。

事務局長と同じであれば同じということでもいいんですけどもね——「いいんですけどもね」ではないんですけども、その一言もないというのは、私、はっきり言って情けないと思うので、最後に一言というか、今後の意気込みを語っていただきたいと思っております。

次に、第3号について質問しますが、今回議案を提案するに当たって、この対象となる被保険者の対象者数も、個々の負担増の試算もないままで議案を提案するというのはおかしいんじゃないかというように思います。きちんと全体像が把握できるまで議案を取り下げてはいかがかと思いますが、伺います。

次に、第5号については、これは要望としておきます。これは当初予算の審議のときでも指摘をしたことですが、対象となる所有資産が少ないのに、保守委託にはかなりの費用が必要ということになると、費用対効果の点で疑問が生じます。地方公会計システムと関連する財務システムの委託料を調整し、経費節減に努めていただきたい。習志野市では、そういった工夫もしながら経費節減に取り組んでいるということです。これは要望としておきます。

次に、第8号については二つあります。

まず、健康診査については、受診率が高いところ、私も地元の議員などに電話などでどういう取り組みをしているんだろうかと伺ってみますと、ある自治体については集団健診に力を入れているということでした。これは、公民館に日曜日に来ていただければ、その公民館を一巡すれば全部の検査ができるというもので、高齢者にとっては参加しやすいということでした。この集団健診についてはさまざまな見解があるとは思いますが、集団健診が有効と思われる場合には、これは積極的に各市町村で取り組むように促していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、歯科口腔健康診査については、私の父も去年、誤嚥性肺炎で亡くなりまして、この歯科口腔の健康というのは本当に大切だと感じています。これは要望としますが、この協力医療機関の拡大ですね。今、国のほうではかかりつけ医と併せてかかりつけ歯科医も推奨しています。特に資格が必要でないということであれば、いつも行っている歯医者さんで健診も受けられるというほうが、より身近になっていくと思うんですね。その点について、協力医療機関の拡大に今後努めていただきたいと要望しておきます。

以上です。

○議長（海老原功一君） 答弁を求めます。清水広域連合長。

○広域連合長（清水聖士君） 現行制度の維持を要望すべきというご指摘については、今後も国の動向を注視し、必要に応じて要望してまいります。

○議長（海老原功一君） 次に、増渕資格保険料課長。

○資格保険料課長（増渕 正君） 私のほうからは、影響額について試算もないまま、こ

こに上程するというのは取り下げるべきだというお話でございました。

改正案につきましては、今議会におきまして承認を賜りたいと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（海老原功一君） 次に、山田給付管理課長。

○給付管理課長（山田利朗君） 私のほうからは、健康診査の再質問にお答えしたいと思っております。

健康診査、集団健診ということなのですが、個別の健診というのは、市町村のほうでいろいろな開業医さんと契約をして、そのお医者さんでいつ行っても受けられるというような方式です。集団健診というのは、何月何日に何々公民館で行いますので来てくださいというような方式です。ですから、一般的に言えば集団検診のほうが場所とか時間とかが限られるものですから、どちらかというところと個別健診をいっぱいやってくださいねというふうをお願いをしているところなのですが、実際のところ、医療機関の数とかも市町村によってばらつきはありますし、行きやすい、行きづらいとかあって、やっぱり循環バスが出ているから公民館のほうがいいんだよなんていうケースも多々あるかと思っております。だから、自分の市町村の被保険者さんの一番受けやすい形によって行っていただくということで努力いただけるように、うちのほうも支援をしてまいりますし、そういう方式、何が一番いいのかはずっと検討していきたいと考えているところであります。

以上であります。

○議長（海老原功一君） これにて質疑を終了いたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時17分

○議長（海老原功一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第1号の討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

谷岡 隆議員。

[14番 谷岡 隆君 登壇]

○14番（谷岡 隆君） 習志野市選出の谷岡 隆です。

議案第1号、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に賛成の討論をします。

地方公務員の育児休業と介護休業の取得を容易にする法改正に基づく条例改正であり、広域連合職員の育児や介護を応援する立場から賛成します。

育児休暇については、国は非常勤職員の取得要件も見直す方向です。正規職員だけでなく、非常勤職員についても育児休暇を取得しやすい環境づくりを要望します。

また、広域連合の特徴として、千葉県内全域の市町村から職員が派遣されて支えられていることがあります。通勤時間が非常に長くなるケース、単身赴任になるケースもあるかもしれません。育児についても介護についても、休暇の範囲を拡大するだけでなく、県内全域から職員が派遣されているという職場の特性に配慮し、各職員が子どもの育児や親の介護で困難を抱えることがないように対応していくことを要望し、討論を終わります。

○議長（海老原功一君） ほかに討論の通告はありませんので、これにて討論を終結します。

これより議案第1号、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海老原功一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号の討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

堀口明子議員。

[19番 堀口明子君 登壇]

○19番（堀口明子君） 八千代市選出の堀口です。

議案第2号、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、一部指摘をしての賛成の立場で討論を行います。

本条例案の概要には、今年度の給与に関する改定と扶養手当の見直しがあります。今年度の給与に関する改定の中では、若年層の職員は県の職員と同程度に引き上げる、子どもの扶養手当の引き上げ、そして期末勤勉手当を人事院勧告の内容に準じて引き上げるということには賛成です。

しかし、指摘する部分につきましては、扶養手当の見直しの部分の配偶者手当の部分です。平成29年度から段階的に他の親族にかかわる手当の額と同額まで減額を実施するとあります。内容を見てみると、4年後には7級以下の方は1万3,000円から6,500円と実質50%減となっており、8級の方は1万3,000円から3,500円へ、9級以上の方は支給しないよというふうになっております。

今回の配偶者手当の見直しによって減額となる対象者は、毎年度各自治体から誰が来るのか分からないために、影響を受ける人がどのぐらいいるのか、数字を出すのは難しいとされています。しかし、配偶者の扶養手当が50%以上減額するというのは急激な見直しであると言えます。改定の給与を全体的に見てみると、配偶者のいる方は今回の見直しは引き上げではなくて引き下げられることとなっております。誰が広域連合の職員となっても安心して働けるようにすべきだという点を指摘して、本条例案について賛成の討論といたします。

○議長（海老原功一君） ほかに討論の通告はありませんので、これにて討論を終結します。

これより議案第2号、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老原功一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号の討論に入ります。

なお、岩井友子議員から討論の通告がありましたが、昨日取り下げる旨の申し出がありましたので、これをご了承願います。

討論の発言を許可します。

谷岡 隆議員。

〔14番 谷岡 隆君 登壇〕

○14番（谷岡 隆君） 習志野市選出の谷岡 隆です。

議案第3号、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正は、低所得者等の被保険者の負担増となるものであり、反対します。

均等割の9割軽減と8.5割軽減が当面維持となったものの、低所得者の所得割の軽減措置の段階的廃止は、低所得者層の負担増となるものです。国による均等割の特例軽減の廃止への突破口ともなりかねません。

今年1月1日付の国保新聞によると、年収211万円の場合、平成28年度予算ベースで全国平均月1,310円の負担増と報道されていますが、千葉県では対象者数も値上がり額も分からないままの負担増です。このようなやり方も認められません。船橋市の岩井議員の質疑にもあったように、国の後期高齢者切り捨ての流れに乗るのではなく、県に支援を求めるなり、財政安定化基金を活用するなどして千葉県独自で従来の軽減措置を存続するよう図ることを求め、議案への反対討論とします。

○議長（海老原功一君） ほかに討論の通告はありませんので、これにて討論を終結します。

これより議案第3号、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（海老原功一君） 起立多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号の討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

岩井友子議員。

〔4番 岩井友子君 登壇〕

○4番（岩井友子君） 議案第4号、千葉県後期高齢者医療広域連合第三次広域計画の策定について反対の討論を申し上げます。

質疑でも指摘いたしました、千葉県後期高齢者医療広域連合第三次計画と言いながら、計画期間に何をどこまで進めるのか明確ではありません。計画と言える内容にはなっておりません。法律に基づいて全国の広域連合が策定しておりますが、目標を曖昧にした計画の千葉県の広域連合が目標の定まらない事務を行うことによって影響を受ける

のは、72万被保険者、千葉県民であります。保険医療サービスの水準がほかの連合に劣るようなことになってはならないと考えます。計画の再策定を求めます。

さらに、質疑の中で市町村から了解をいただいたという答弁がありました。しかし、市町村は、この広域計画について賛否を問われたわけではありません。計画の説明は受けていても、市町村が了解をしたというふうに言い切るのも疑問を感じました。そのことも申し添えて討論といたします。

○議長（海老原功一君） 次に、石井芳清議員。

[53番 石井芳清君 登壇]

○53番（石井芳清君） 御宿町の石井芳清です。

第4号議案、千葉県後期高齢者医療広域連合第三次広域計画に反対の立場から討論を行います。

本計画は連合の最上位計画であり、市町村においては総合計画と同様な位置付けと考える。しかし、計画の内容は事務として必要な最小限の記載にとどまっている。特に、1、計画は、連合内の市町村の関係は明記しているが、県内全域の医療・福祉を司る千葉県と連合の関係を明記していないこと。2、東京都後期高齢者医療広域連合の広域計画で明記されている現状と課題、目標及び基本方針、計画の推進体制と取り組み方針、計画の評価について、先の質問では個別計画によってと答弁があったが、広域計画の基本方針として明示し共有すべきであることの2点が反対の主な理由である。

計画の8項では、制度改善に向けて広域連合及び関係市町村で制度改善を国に対して要望していくとしており、これは必要なことであるが、県内全域の医療・福祉の格差をなくし、健康寿命を延ばし、ひいては保険料を低減することは、千葉県の理解と協力がなければ困難と考える。

参考までに、厚労省の昨年4月1日発表の全国の保険料の一覧を見ると、月額一人当たりの平均で最低が秋田県の2,963円、最高が東京都の7,958円、本連合が5,818円と全国の平均に近い額となっている。これは、それぞれの地域、とりわけ都道府県の医療・福祉政策が大きく関係していると思われ、千葉県は大きな可能性があると考えます。

同じ医療の問題では、子どもの医療費の無料化は一つ一つの自治体の独自の取り組みが全国に広まり、今や党派を超えて国の仕事として行うことが当たり前ではないかという声が広がっている。申すまでもなく、75歳以上の方々は、戦後の荒廃の中で千葉を、日本を築き上げてくれた方々であり、敬意を持った制度への改善と運用が求められる。

高齢者医療を千葉モデルと言われるような計画を県民とともに作り上げる。そうした気概が感じられる計画の策定を求めて反対討論といたします。

以上です。

○議長（海老原功一君） ほかに討論の通告はありませんので、これにて討論を終結します。

これより議案第4号、千葉県後期高齢者医療広域連合第三次広域計画の策定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（海老原功一君） 起立多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号の討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

谷岡 隆議員。

〔14番 谷岡 隆君 登壇〕

○14番（谷岡 隆君） 習志野市選出の谷岡 隆です。

議案第5号、平成28年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）に賛成の討論をします。

平成28年度当初予算では、後期高齢者医療制度の根本的な欠陥を批判する立場から反対をしました。しかし、その運営に一定の改善が見られる部分については、広域連合事務局の努力を認めるものであります。当初予算の議案質疑で私は、地方公会計システム導入に約2,000万円もかけるのは費用対効果の面で問題があることを指摘しました。結果的に補正予算で改善されたことを評価するものであります。

議案質疑でも指摘しましたが、新年度予算案で保守委託料が62万9,000円と再び高くなっていることは疑問を持ちます。他の財務会計システムの委託と調整するなどし、経費節減に引き続き取り組むことを要望し、討論を終わります。

○議長（海老原功一君） ほかに討論の通告はありませんので、これにて討論を終結します。

これより議案第5号、平成28年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老原功一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号の討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

岩井友子議員。

〔4番 岩井友子君 登壇〕

○4番（岩井友子君） 船橋の岩井でございます。

議案第6号、平成28年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算について、賛成の討論を行わせていただきます。

本補正予算は、国庫支出金の支払いの精算が中心となっているものです。当然必要な補正だというふうに考えますので賛成いたします。

この後期高齢者医療広域連合の事業の大きな柱となっている健康増進事業の財源についてですが、今回は、この財源が精算ということで増額補正されていますが、実態としては前年度並みに復活されただけということです。仮に今後、事業単価が引き上がるようなことになると、事業の水準が低下することにもつながりかねないという懸念を持ちます。広域連合の大きな柱の健康増進事業の財源確保について、国や県に要望を出しているということでしたが、特に千葉県には県民の命と健康にかかわる事業であり、補助金の支出を強く求めてほしいということを申し添えて賛成の討論といたします。

○議長（海老原功一君） ほかに討論の通告はありませんので、これにて討論を終結します。

これより議案第6号、平成28年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老原功一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号の討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

堀口明子議員。

[19番 堀口明子君 登壇]

○19番（堀口明子君） 八千代市の堀口です。

議案第7号、平成29年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について反対の立場で討論を行います。

まず、後期高齢者医療制度そのものに反対であることを述べたいと思います。2008年度に導入された後期高齢者医療制度は、導入以来、多くの高齢者から怒りと不安の声が出てきております。年齢で区切り、保険料の負担を増やし、医療給付に制限を設けるなど、憲法25条の生存権、また憲法14条の法の下での平等を踏みにじる高齢者差別の医療制度であると言えます。実際、昨年6月1日現在で、千葉県の被保険者数70万5,155人のうち短期保険証の方が376人となりました。先ほどの議案質疑の中でも、滞納者数も1万2,000人と増加傾向にあると思います。

高く払えない、そして何とか払っていても病院に行くお金がないという方々も増えてきております。何とか払っていてもという中には、年金から強制的に天引きされている。それで実際に病院に行くお金が残らないという声も日々増えています。年をとれば、誰もが医者にかかるのが当たり前なのに、病院へ行けなくなるのは命の危険にもかかわることです。戦後の大変な時代に苦勞してきた方々に高い保険料を押しつけ医療費負担をさせる後期高齢者医療制度であることから、議案第7号に反対の立場で討論いたします。

○議長（海老原功一君） ほかに討論の通告はありませんので、これにて討論を終結します。

これより議案第7号、平成29年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（海老原功一君） 起立多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号の討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

岩井友子議員。

〔4番 岩井友子君 登壇〕

○4番（岩井友子君） 議案第8号、平成29年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算案に対し反対の討論を申し上げます。

平成29年度は、後期高齢者の保険料負担軽減のため、制度発足から行われていた国による特例軽減措置が一部廃止となり、新年度は所得金額58万円以下の方の保険料の所得割が6割増しになります。平成30年度はこの額が倍になります。社会保険の被扶養者だった方は、本人に所得がなくても、配偶者の所得が129万円を超えていると、保険料は4,400円だったものが平成29年度は1万2,120円に、2年後には10倍の4万400円に跳ね上がります。

ほかの世代よりも有病率が高く、家計に占める医療費負担の重くなる75歳以上の高齢者の、それも低所得者の負担する保険料の値上げは家計を圧迫し、格差と貧困をさらに広げ、医療制度が高齢者の健康を奪うことになりかねません。軽減を維持するため、県が管理する後期高齢者医療制度の財政安定化基金を活用すべきではありますが、それも行っていませんでした。本制度そのものが、何より75歳以上の高齢者を囲い込み、ほかの世代と分けることによって、負担をめぐって世代間に対立を持ち込み、75歳以上の方々の医療を抑制して平等に医療を受ける権利を損なう、医療に差別を持ち込んでおり、制度そのものにも問題があります。

以上の理由から、本議案について反対いたします。

○議長（海老原功一君） ほかに討論の通告はありませんので、これにて討論を終結します。

これより議案第8号、平成29年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（海老原功一君） 起立多数であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

以上で、全ての議案の審議を終了します。

◎一般質問

○議長（海老原功一君） 日程第7、これより一般質問を行います。

申し合わせにより、一般質問の質問時間は、答弁を含めて一人15分以内とし、質問回数は3回以内と定められております。質問については、執行部側の答弁時間を考慮して質問されるようお願いいたします。

初めに、通告順に従い、岩井友子議員。

〔4番 岩井友子君 登壇〕

○4番（岩井友子君） 船橋市の岩井でございます。一般質問を行わせていただきます。

最初に、新たに就任された清水連合長に、その執行方針を伺いたいと思います。どうぞよろしくようお願いいたします。

千葉県後期高齢者医療広域連合は、現在72万4,000人を超える被保険者を擁し、624万千葉県民の老後の医療制度を担当しております。新たに連合長に就任された清水連合長に、就任に当たっての運営方針を伺わせていただきます。

まず、高齢者の医療を確保することをどう考えるのかという点です。

広域連合の全ての加入者が必要な医療を受けられる、地域や所得による差別なく必要な医療を受けられる制度運営を行うべきだと考えますが、いかがお考えでしょうか。

次に、所得による差別を生まないためにも、経済的に困難で保険料の支払いが困難であったり、治療を受けるための一部負担金の支払いが困難である加入者に対し、保険料と一部負担金の減免を実施することは欠かせません。保険料と一部負担金の減免を実施し、医療の確保に努めるべきだというふうに思いますが、連合長は、このことについてどのように考えているのか伺います。

次に、病気を予防し、健康な暮らしを維持し、医療の増大を抑えるためにも保健事業は重要です。現状についてどう認識され、今後どのように考えていらっしゃるでしょうか。お答えください。

4点目、これまで各市町村の賛否の意向確認が行われなまま、説明を受けただけで保険料の改定が行われてきました。その結果、財政安定化基金に60億円以上も貯まっていながら何年間も活用されず、保険料の値上げが行われてきました。広域連合として重要な意思決定をするときは各市町村の意思確認をすべきだと思いますが、そういう運営をされるのかどうか伺います。

5点目、国や県に対する要望についてです。特に広域連合が担う千葉県内の広域にわ

たる医療や保健の確保については、千葉県行政に求めざるを得ないことが大きいと思います。連合として意見を出すことについていかがお考えでしょうか。

連合長への質問は以上です。

次に、保険料納付方法について、コンビニ徴収の導入について伺いたいと思います。

加入初年度の保険料の納付について、前議会では年金からの引き落とし時期を早めることについて伺いました。今回はコンビニ徴収について伺います。

最近、船橋市でも市税や国保料、介護保険料などがコンビニで納付できるコンビニ徴収が行われておりますが、後期高齢者医療保険料については、コスト面からコンビニ徴収にしていなかったために、金融機関の窓口まで行かなければなりません。人によっては年金引き落としまでの間、銀行引き落としの手続きをして自動引き落としにされていますが、75歳になって後期高齢者医療に加入する際に改めて銀行引き落としの手続きをするというのは、加入者にとって大変な負担になるものです。収納率を向上させる、加入者の利便性を向上させるためにも、コンビニ収納の導入を推進することを求めますが、いかがでしょうか。お答えください。

以上で第1問といたします。

○議長（海老原功一君） 答弁を求めます。清水広域連合長。

○広域連合長（清水聖士君） 高齢者の医療を確保することをどう考えるかのご質問でありますけれども、高齢化が急速に進むとともに医療費が増加していく中で、全ての高齢者に対して必要なときに必要な医療を確保することは大変重要なことであると認識しております。本広域連合としては、高齢者の医療を確保するため、今後とも市町村と連携しながら保健事業や医療費適正化事業に積極的に取り組むことなどにより、後期高齢者医療制度の安定的な運営に一層努めてまいります。

他の質問については担当部局からお答えさせます。

○議長（海老原功一君） 次に、布施事務局長。

○局長（布施高広君） 私からは、市町村の意思の反映についての1問、そして国・県への要望についての1問、計2問についてお答え申し上げます。

初めに、県内市町村の意思を連合の事業にどう反映させるのかについてお答え申し上げます。

県内市町村の意思につきましては、協議会、幹事会を通じまして市町村に確認をいたしまして、その意向、意思をそれぞれの事業に反映してまいりたいというふうに考えて

おります。

続きまして、国・県への要望の取り組みについてお答え申し上げます。

現在、国に対しましては、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通しまして制度の改善や財政上の措置について要望いたしております。また、県に対しましては、健康診査事業に対して財政支援について要望いたしているところでございます。今後とも同様に、国・県に対して要望してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。その他の質問につきましては担当課長からお答え申し上げます。

○議長（海老原功一君） 次に、増淵資格保険料課長。

○資格保険料課長（増淵 正君） 私からは、保険料と一部負担金の減免についての考え方について答弁を申し上げたいと思います。

保険料の減免制度につきましては、災害により住宅などに著しい損害を受けたことや、長期入院、事業等の休廃止、失業などにより収入が著しく減少したことにより保険料を納付することができない場合に、これを救済するものであります。本広域連合におきましては、国の基準に基づきまして実施をしております。また、一部負担金の減免制度につきましても、高齢者医療の確保に関する法律に厚生労働省令に定める特別の事情があり、一部負担金の支払いが困難である場合に行うことができると定められており、本広域連合におきましては国の基準に基づき実施しております。今後も国の基準に基づき適切に対応してまいります。

続きまして、保険料納付方法について、コンビニ収納の導入を促進しないかということでお答えをさせていただきます。

後期高齢者医療制度におきまして、保険料の徴収については市町村の役割とされておりまして、保険料納付方法については、市町村の実情に応じ、市町村において決定いただいているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（海老原功一君） 次に、山田給付管理課長。

○給付管理課長（山田利朗君） 私のほうからは、加入者の健康増進事業についての考え方についてお答えさせていただきます。

保健事業は、高齢者の方々の健康レベルの改善と医療費の適正化を同時に目指す上での重要な事業であると考えております。今回お諮りいたしました第三次広域計画にも記

載いたしましたように、保健事業につきましては関係市町村と協力して、後期高齢者の心身の特性に応じ、健康教育、健康相談、健康診査及び保健指導並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援、その他の被保険者の健康の保持・増進のために必要な事業の実施に努めてまいりたいと考えております。

執行部からの答弁、以上になります。

○議長（海老原功一君） 岩井友子議員。

○4番（岩井友子君） 2問目の質問を行わせていただきます。

連合長からは、市町村と連携をとりながらということで、高齢者に必要な医療を提供していくという、そういうご答弁がありました。本当に72万高齢者に医療をきちんと提供をしていこうということを考えていただきたいと思うし、私たち議会もそのために努力をしていかなければならないというふうに思うんですが、やはり地域格差があります。それから、所得によって、先ほど一部負担減免のお話もしましたが、やはりお金がないから入院することをためらってしまう、そういう高齢者がおります。必要な医療でありながら、実態としては経済的な格差によって医療が受けられない人たちも出ているのが実情です。

ですから、今日は所得の差別の問題については連合長からご答弁はいただけませんが、こういうことにも是非配慮していただきたいし、さらに、医療資源の地域格差については、これは県のほうにも意見をしていかなければいけないことでもあるのではないかというふうに思います。そういう点では、広域連合から声を上げる、そういうことも努力をしていただきたいというふうに思います。

それと、特に所得格差によって経済的に困難で保険料の支払いが困難な人、それから一部負担金の支払いが困難な人のことについて、もう一つお聞きしたいと思います。

というのは、国の基準でやりますというご答弁だったんですけども、実際には保険料の減免、これは広域の条例の中に減免の規定があって、広域連合長は、次の各号のいずれかに該当するというので五つの基準が示されていますが、この5番目に「その他特別の事由があると認められるもの」ということで、こうした文言が書かれています。連合長の判断で、特別の事由があるからということで保険料の減免をすることができる、そういう規定があるんです。収入がなくて、お金がなくて払えない。（1）から（4）までの国の基準の中にはそれが入っていません。その5番目の中に、そうした所得による理由によって、所得が低いこと、所得がないことによって保険料が払えない、そうい

う人たちを救済されるのかどうか。当然救済されると思いますが、そのことを確認しておきたいと思います。一部負担減免についても同じことが言えるので、両方併せてご答弁ください。

それから、コンビニ徴収のことです。市町村の仕事ということだったんですけれども、コンビニ徴収について、いいというふうに考えていらっしゃるのか。コンビニ徴収を導入する自治体が増えたほうがいいと考えているのかどうか。そのところはご答弁いただきたいと思います。

○議長（海老原功一君） 答弁を求めます。増淵資格保険料課長。

○資格保険料課長（増淵 正君） 私からは、保険料並びに一部負担金の方の特別な事情で所得の低い方について適用するかということの回答をさせていただきたいと思います。

医療保険制度におきましては、収入の低い方、ない方につきましても保険料や医療費の一部を負担していただく制度になっておりますので、国の基準を超えて減免を行うことは困難であると考えております。

それと、コンビニの導入ですね。コンビニの導入、増えたほうがよいのかというようなご質問だったと思います。

先ほど申し上げたとおり、保険料の徴収については市町村の役割とされておりまして、納付方法については市町村の実情に応じて実施していただいているということで理解しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（海老原功一君） 岩井友子議員。

○4番（岩井友子君） ご答弁ありがとうございます。内容は大変不満なんですけれども、必要な医療を受けること、その中には、やはり地域の格差があってはならないし、所得の格差があってはならないことです。所得が低いことで減免の対象にはしないというふうにきっぱり言い切りましたけれども、そんなことをしていたら本当に必要な方に医療が提供できないことになってしまうわけです。そのところは是非考えを改めていただきたいというふうに思います。

それから、保険料の徴収は市町村の仕事ということだったんですけれども、市町村は努力しています。努力しているけれども、例えばコストがかかってコンビニ徴収がなかなかできない。そういうときには是非連合でインセンティブを与えてコンビニ納付を広げていく。そのことが高齢者の方々が払いやすくする、収納率の向上につながっていきま

す。その点は市町村の仕事というふうにつれないことを言わないで、是非改めていただきたい、取り組んでいただきたいというふうに、これは要望しておきます。

それから、市町村の意向を確認してほしいということについて、先ほど協議会や幹事会で反映してまいりたいという答弁があったので、今後改善されるのかなということを期待して、答弁は求めません。ありがとうございました。

○議長（海老原功一君） 次に移ります。

通告順に従い、堀口明子議員。

[19番 堀口明子君 登壇]

○19番（堀口明子君） 八千代市の堀口です。

私からは、先日の全員協議会で説明がありました、後期高齢者医療制度の保険料軽減判定誤りによる保険料の過大・過小徴収について質問したいと思います。

先ほども私は討論の中で、この制度は、後期高齢者医療制度そのものは、高い保険料を高齢者に押しつける、医療費負担をさせる後期高齢者の医療制度であることから、制度そのものに反対を討論させていただきました。その観点から見れば、今回のような保険料が過大の徴収をしていた、過小の徴収をしていたということは大きな問題ではないかと思います。まず、この点について3点の質問をしたいと思います。

1点目は、今回の誤りでの影響として、影響額と対象者などは現状どこまで把握されているのかという点です。

そして2点目は、昨年末のプレスリリース、全員協議会で配布されましたけれども、この報告を見ていると、先日の全員協議会で添付されていましたが、この対象者の抽出というのが遅れているように感じたんですけれども、今後のスケジュールと併せて、より詳しくお聞きしたいと思います。

3点目は、徴収に関する考え方です。具体的にどこまでさかのぼって徴収するのか。個々の事情などはどの程度まで想定しているかなど、お答えいただきたいと思います。やはり高齢者の方々にこれから現年度分の保険料に併せて徴収を行うということは、プラスされて保険料を徴収するということになるのではないかとということが想定されますので、やはり大事な保険料について今後どのように考えているのか、お答えいただきたいというのが1回目の質問です。

○議長（海老原功一君） 答弁を求めます。増渕資格保険料課長。

○資格保険料課長（増渕 正君） 私からは、後期高齢者医療制度の保険料軽減判定誤り

による保険料の過大・過小徴収の影響額及び対象者の把握状況についてお答えをいたします。

現在、広域連合及び市町村におきまして作業を進めている段階でありまして、影響額及び対象者の把握には至っておりません。

引き続きまして、今後のスケジュールについてお答えいたします。

現在、厚生労働省が昨年12月27日にプレスリリースしたスケジュールに沿って広域連合及び市町村において作業を進めているところでございます。厚生労働省がプレスリリースした今後のスケジュールにつきましましては、本年4月上旬まで広域連合及び市町村において誤って賦課した可能性のある被保険者として抽出した候補者の所得を把握した上で、軽減判定が誤っている場合は軽減判定の修正及び保険料の修正賦課を行い、平成29年4月中旬から5月上旬までに保険料の還付または追加徴収の対象となる被保険者に対して速やかに還付を行い、または本来の保険料を納付していただくという予定になっております。

続きまして、徴収に関する考え方についてお答えをいたします。

厚生労働省のプレスリリースにおきましては、保険料の追加徴収の対象となる被保険者に対してご迷惑をおかけしたことをお詫びするとともに、個々の事情を伺いながら丁寧に説明した上で、本来の保険料を納付していただきますとされておりまして、保険料の徴収の役割を担っている市町村において適切に対応していただけるよう、広域連合と市町村が連携の上進めていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（海老原功一君） 堀口明子議員。

○19番（堀口明子君） ということは、①番のどの程度まで現在分かっていますかというところは、まだ把握に至っていないということは、多く保険料をもらってしまった方が何人かとか、少なくても、これから追加で徴収される方が何人いるかということが分からないということになりますよね。やはりプレスリリースを見ても、全体の0.13%の被保険者というふうに想定になっているんですね。これを千葉県72万で想定すると、1,000人には満たないよということになるのかもしれませんが、しかし、これだけの方々に多くこれまで保険料を取ってしまった、またはこれから足りなかった保険料を現年度分にプラスして払わせるようなことになるというのは大変なことだと思うんですね。今現在だって高くて払えないという方々がいらっしやる中で、プラスして追加徴収を行う

ということがどれだけ大変かということ、是非想像していただきたいと思います。

今後の計画の中でなんですが、やはり自分が多く払ってしまったほうなのか、それとも少ないのか、全く対象者じゃないのか、そういった方々に通知が、先ほどの回答だと4月中旬から5月上旬に被保険者のところに行くということをおっしゃってありますが、この通知はどのように行うのか。まずは手紙とかで通知をしてから訪問に至るのか、それとも、やはり突然のことなので、最初から対象者の方々のところに訪問していくのか、そういった予定というか、そういった考えは広域連合のほうですか、それとも各自治体に任せるのか。この点について答えていただきたいと思います。

そして、三つ目の徴収の仕方なんですけれども、その個々の事情を鑑みてというのが、個々の事情というのはどの程度まで認められるものなのか。そのご家庭に行って、全く払えるような状況でないというふうに想定するかどうかというのは、各自治体に任せては温度差があると思うんですね。その点は広域連合としてどのように考えていくのかということの徴収の考え方をお聞きしたいと思います。

以上、2点についてお答えください。

○議長（海老原功一君） 答弁を求めます。増渕資格保険料課長。

○資格保険料課長（増渕 正君） まず第1点として、広域連合と市町村の対応ということによろしいでしょうか。それにつきましては、今後、広域連合と市町村が、とりあえずどういう状況か、まだ把握ができていない段階ですので、詳細に申し上げることは差し控えさせていただきたいと思います。

それと、2点目は過大徴収になる可能性のある方の徴収ということで、そちらにつきましては、厚生労働省からは、税金と同様に、追加徴収になる場合の原因が行政の事務処理誤りであることを理由として賦課徴収できないということはないという見解が出されていますので、追加徴収をしないということとはできないというふうに考えております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（海老原功一君） 課長、答弁漏れだと思うんですよ。通知の方法はどういうふうにするのか。連合なのか、自治体に任せるのかという質問が先ほど出ていますので、その答弁をお願いします。

○資格保険料課長（増渕 正君） すみません。答弁漏れで申し訳ございません。通知の方法につきましては、現在のところ市町村ということで考えております。

以上でございます。申し訳ございませんでした。

○議長（海老原功一君） 堀口明子議員。

○19番（堀口明子君） 一つ、先ほども最後のほうで言いましたけれども、市町村に任せるといっても、徴収の仕方、きちんと広域連合のほうで一定の線を引いていただかないと、市町村によって温度差が出てくると思うんです。

私は、追加徴収が税金と同じようにできないことはないとお答えがありましたけれども、やはり75歳以上の方々が加入しているこの制度で、これから現年度分の保険料にプラスして徴収する額が出てくるということはどういうことなのかということをもまず考えていただきたい。それから、個々の事情、これがどの程度まで——その個々の事情により、個々の事情を伺いながら丁寧に説明した上で、本来の保険料を納付していただきますとありますけれども、どの程度まで猶予がきくのかということも併せてこれから考えていただきたい課題だと思うんです。ご病気のある家庭、または75歳以上ですから、もう働けるわけがない方々が圧倒的に多いんですよ。その中で追加徴収です。

ですから、1点目は要望といたしますが、広域連合のほうできちんとこれからのスケジュールの中で徴収の仕方、それから個々の事情というのはどの程度までなのか、きちんと考えていただきたいと思います。

一つ、この抽出に当たり、対象者をこれから選出していく上でちょっと気になったのが、今回、この三つのプレスリリースでは、（1）世帯主、ご本人又はご本人以外の被保険者である世帯員が、青色事業従事者給与を支払っている、又は、年金収入などなどというふうに、ここで（1）、（2）、（3）と対象者の方が書かれておりますが、この間に災害等に遭われて、それで家が半壊したとか全損したとか、そういった災害に対しての余計な債務を負っている方々の控除というのが所得の中から軽減されることで入ってくると思うんですが、そういった方なども対象に上がるのではないかとということが、私はこれを読んでいて懸念したんですが、その点はどうか。そういう方も対象者に入るのかどうかということが1点気になったので、最後にそれだけお答えいただいで私の質問を終わりたいと思います。

○議長（海老原功一君） 答弁を求めます。増淵資格保険料課長。

○資格保険料課長（増淵 正君） 今回の算定誤りの間のことで、その間に災害等について被害に遭われた方、その方についての対応ということでご答弁を申し上げたいと思います。

徴収につきましては、とりあえず2年という決まりがございます。ですから、その間

でもし徴収というか、被害に遭われて、うちの基準にある基準に沿えば、当然減免をする必要があると思っております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（海老原功一君） 次に移ります。

通告順に従い、谷岡 隆議員。

〔14番 谷岡 隆君 登壇〕

○14番（谷岡 隆君） 習志野市選出の谷岡 隆です。一般質問を行います。少し長めに1問目の質問をしたいと考えています。

第1に、平成28年の第2回定例会で取り上げた差し押さえの問題について2点伺います。

まず、保険料滞納者の差し押さえが千葉県全体で急速に増加していることについて、新しい連合長の見解を伺います。

次に、差し押さえのやり方に関する質問です。

偶然ですが、私は今、差し押さえをされた76歳の高齢者の相談に乗っています。この人はひとり暮らしで、現時点では年金を受給しておらず、若いときからの延長線上で午前2時出勤の肉体労働を続けています。過去の滞納分を分納してきましたが、1カ月滞ってしまい、毎月の給与から生活保護基準を超える額全て差し押さえをするという処分を受けそうになりました。これまでの分納誓約の4倍に当たる金額でした。「自殺してやる」と窓口で騒ぎになるということになり、私が間に入って、市当局とも相談し、現実に払える金額に調整しているところです。

一定の収入がある以上、保険料滞納分の分納は必要と私は考えていますし、ご本人にも私はそのように話をしています。ただ、肉体労働に携わっているとはいえ、金銭管理の力が以前よりもかなり衰えてきているようでした。家賃、その他午前2時の出勤で必要な自家用車にかかる費用、外食しなければならない仕事であることなども考慮しない差し押さえでした。私は、年も年だから、危険な仕事はやめて生活保護を受ければという話もするんですが、ご自身は生活保護を受けずに仕事を続けたいということです。ところが、仕事を続けていく上で毎月幾らの生活費になってしまうのかを徴収担当者にうまく説明できず、パニックを起こしていました。

滞納処分に当たっては、さまざまなケースがあり、所得状況から見て計画的に分納してもらわないと困るケースがあることも承知しています。しかし、75歳以上の高齢者は、

若い徴収担当者にはなかなか理解できない困難を抱えているケースはありますし、どうしても衰えてしまう能力、そして年々減少する収入に配慮し、丁寧に対応する必要があると実感しました。

家族が支えてくれるという方はよいのですが、アドバイスをくれる家族がおられない独居の方などは、本当にどうしていいのかということになってしまいがちです。全県的に差し押さえが増加する中、習志野市以外の市町村でも無理な差し押さえが起こっているのではないかと考えます。75歳以上の高齢者には差し押さえをしない市町村もあります。無理な差し押さえを抑制する方向で、保険料滞納者に対する措置の取扱要綱の改定、または新しい要綱の策定をすべきではないかと考えますが、連合長の見解を伺います。

第2に、全国後期高齢者医療広域連合協議会が年2回国に提出している後期高齢者医療制度に関する要望書について伺います。

この要望書には、全都道府県の広域連合が問題意識を共有している事柄がまとめられており、私も毎回参考にさせていただいています。昨年11月17日に塩崎厚生労働大臣に提出された要望書には、次期保険料率改定において、一人当たり医療給付費の伸びや、後期高齢者負担率の上昇等により被保険者の保険料負担が急激に増加しないよう、財政安定化基金を保険料の増加抑制に引き続き活用できる仕組みを維持・継続し、また恒久化の検討を行うことと書かれています。このように、国に対しては財政安定化基金の活用を全国的に要望しているわけですが、千葉県では活用していないのが実態です。我が千葉県も活用を前向きに考えるべきと思いますが、連合長の見解を伺います。

次に、要望書では、高額療養費制度及び窓口負担の見直しについても言及しています。この動向と全国協議会の考えを伺います。

以上で第1回目の質問といたします。

○議長（海老原功一君） 答弁を求めます。布施事務局長。

○局長（布施高広君） 私からは、要望書についての質問のうち、財政安定化基金に係る質問1問についてお答え申し上げます。

財政安定化基金は、予定した保険料収納率を下回って生じてしまった保険料不足や医療給付費の急激な上昇などに起因します財政不足について対応するため、県が設置している基金でございます。保険料率の引き上げ抑制のために基金を充てることは特例として認められておりますが、基金の活用については、必要に応じて県と協議してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。その他の質問につきましては、担当課長からお答えいたします。

○議長（海老原功一君） 次に、増渚資格保険料課長。

○資格保険料課長（増渚 正君） 私からは、保険料滞納者の差し押さえが全県的に増えているということについて、新しい連合長の見解ということでご答弁をさせていただきたいと思います。

先生のご指摘どおり、県の調査によりますと、県全体の差し押さえ件数は、ここ3年ですが増加しております。これは、各市町村において徴収事務について努力されているという結果だというふうに思っております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（海老原功一君） 次に、山田給付管理課長。

○給付管理課長（山田利朗君） 私のほうからは、高額療養費についてのご質問にお答えいたします。

全国協議会では、平成28年11月17日、厚生労働大臣宛ての後期高齢者医療制度に関する要望書の中で、高額療養費制度及び窓口負担の見直しについては低所得者に十分配慮するなど、慎重に検討を行い、高齢者の受診行動に影響を与える制度改正は行わないことを要望したところでございます。

見直しの動向といたしましては、第1段階といたしまして、平成29年8月から現行の枠組みを残したまま、現役並み所得区分及び一般区分について限度額を引き上げるとともに、さらに一般区分の限度額については多数回該当を設定すること、また第2段階といたしまして、平成30年8月より現役並み所得区分については細分化した上で限度額を引き上げ、一般区分については外来の上限額を引き上げることなどが閣議決定されたところであります。

執行部からの答弁は以上になります。

○議長（海老原功一君） 増渚資格保険料課長。

○資格保険料課長（増渚 正君） 大変失礼いたしました。答弁漏れがありました。差し押さえを抑制する方向で保険料滞納者に対する措置の取扱要綱の改定、または新しい要綱の策定をすべきではないかというご指摘について回答を申し上げます。

後期高齢者医療制度におきましては、保険料の徴収は市町村の役割とされておりまして、差し押さえについては市町村の実情に応じ、市町村において対応していただい

るところでございます。広域連合では、市町村の収納状況について情報提供を行うなどの支援に努めております。

また、差し押さえを抑制する方向での保険料滞納者に対する措置の取扱要綱の改定や新たな要綱の制定は考えておりません。

私からは以上でございます。申し訳ございませんでした。

○議長（海老原功一君） 谷岡 隆議員。

○14番（谷岡 隆君） それでは再質問、3点伺います。

まず第1に、全国的に見ると、住民税や国民健康保険料などについて滞納処分執行停止要綱を整備している自治体があります。千葉県広域連合では、導入するなり、各市町村と協議するなり考えはないか伺います。75歳以上の高齢者という特性を考えた上で、そういった協議も必要なのではないかというふうに思います。

第2点目が、決算審査の際にいただいた資料によると、かつて全県の差し押さえ件数のほとんどを占めていた習志野市は激減しました。一方で、千葉市、浦安市、八千代市、流山市の順で急速に増えてきています。その理由、内容は把握しているか伺います。

第3に、恐らく一定規模の自治体では後期高齢者医療制度の直接の担当者、今日随行などで来ている担当者ですね。それと徴収担当者は別々の部に所属しているケースが多いと思います。徴収担当は財政部とか、そういったところが多いのではないかと思います。各市町村議会で後期高齢者医療特別会計の予決算を審議する際には、税制課や債権管理課など徴収担当、国保・後期高齢者医療担当、そして保健事業担当がそろいますが、日常的には縦割りの行政となっていて、広域連合での議論は徴収担当には伝わりません。75歳以上の高齢者の保険料徴収のあり方、滞納処分のあり方について、各市町村の徴収担当と広域連合が直接意見交換する場はないのか伺います。ないのであれば、そのような場、会議を設定してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（海老原功一君） 答弁を求めます。増淵資格保険料課長。

○資格保険料課長（増淵 正君） まず、第1点の執行停止の要綱の作成をどうするかということのご答弁でよろしいでしょうか。

こちらにつきましては、滞納、停止につきましては地方税法とかで決まっておりますので、それに基づいて各市町村のほうでやられているということで認識しておりますので、作成をするということは考えておりません。

決算の差し押さえが増えた理由ということでございますけれども、これは明確な統計は取っておりませんが、昨今、滞納整理については、各市町村についてご努力されていて、大変な思いをされて差し押さえをして徴収していただいているということで、増えているというふうに考えております。

あと、徴収担当と意見交換を求めるかということでよろしいでしょうか。こちらについては、あくまでも徴収につきましては市町村ということの役割分担の中で広域連合として意見交換をするということは現段階では考えておりません。

私のほうからは以上でございます。

○議長（海老原功一君） 谷岡 隆議員。

○14番（谷岡 隆君） では3問目、最後となります。

まず、この差し押さえについては、これは、かつてはまさに1年間で習志野市が151件も差し押さえをしていた。全県的には179件で、ほとんど習志野市だったというのが、今は抑制されるようになってきています。それでも、先ほどご紹介したように、ちょっとこれは無理じゃないのというような差し押さえはあるわけですね。現連合長の鎌ヶ谷市を見るとゼロですね。前連合長の東金市を見ると、やっぱりゼロなわけです。それに対して今多いのが、千葉市が昨年度で87件、その次が浦安市で38件と、この間急激に増えてきています。市町村によって首長の判断というのがあるかとは思いますが、対応が異なるというのはいかなるものかと思うんですよね。慎重に対応されている市町村長もいらっしゃるという中で、広域連合が75歳以上という能力的、身体的な特性を考えて一定の基準は作る必要があると思います。その点で、やっぱり話し合いをすべきではないかと思いますが、その点を伺います。

あとは、財政安定化基金については、今後活用を前向きに考えていただきたいと、これは要望とさせていただきます。

以上です。

○議長（海老原功一君） 答弁を求めます。増淵資格保険料課長。

○資格保険料課長（増淵 正君） それでは、市町村によってばらつきがあるということで、そのために基準を作ったほうがよろしいのではというような先生のご質問だったと思います。

そちらにつきましては、やはり何度も申し上げますけれども、徴収に対しては市町村の役割ということで法律上決まっておりますので、市町村においてお願いして対応して

いただきたいと思います。

私のほうからは以上でございます。

○議長（海老原功一君） 以上で一般質問を終了いたします。

◎閉会の宣告

○議長（海老原功一君） これにて、本議会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

以上をもちまして、平成29年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

議員の皆様におかれましては、お忙しい中、長時間にわたり慎重なご審議をいただき、誠にありがとうございました。大変お疲れ様でした。

閉会 午後 2時34分

前 議 長 森 川 雅 之

議 長 海 老 原 功 一

副 議 長 伊 藤 茂 明

署 名 議 員 伊 藤 房 代

署 名 議 員 谷 岡 隆

議案等議決結果

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
議案第 1号	千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	平成29年2月10日	原案可決
議案第 2号	千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	平成29年2月10日	原案可決
議案第 3号	千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	平成29年2月10日	原案可決
議案第 4号	千葉県後期高齢者医療広域連合第三次広域計画の策定について	平成29年2月10日	原案可決
議案第 5号	平成28年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)	平成29年2月10日	原案可決
議案第 6号	平成28年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)	平成29年2月10日	原案可決
議案第 7号	平成29年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	平成29年2月10日	原案可決
議案第 8号	平成29年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算	平成29年2月10日	原案可決